

周南市地域密着型サービス事業者募集に係るQ & A

質問 1 土地購入について、申請時にどのような書類が必要か。

回答 募集要件として、施設を整備する土地及び建物は、「応募事業者が所有権を有するか取得が確実に見込まれること（所有権を登記しておくこと。取得見込の場合は、取得後に登記をすること。）、または、賃貸借契約の締結が確実であること。」としています。

よって、次のとおり提出をしてください（いずれも写し）。

- 1 所有権を有している場合 : 「不動産登記事項証明書」
- 2 所有権を取得見込の場合 : 「不動産登記事項証明書」及び
「(条件付)不動産売買契約書」又は「不動産売買に関する確約書」
- 3 賃貸借の場合 : 「不動産登記事項証明書」及び
「賃貸借契約書」又は「賃貸借契約書に関する確約書」

質問 2 地元住民等への説明は、どの範囲（地域）まで説明をすればよいのか。

回答 説明会の範囲は、隣接する地権者（場合によっては道路や水路を隔てた地権者含む）及び自治会等が想定されますが、地域の事情に応じて適宜決定してください。

質問 3 地元住民等への説明の時期について、申込後に開催でも差し支えないか。

回答 募集要件として、「隣接する地主（地権者）や地元住民（自治会など）に対し、事業についての説明会等を実施し了解を得ているか、了解を得る見込みであること」としているため、申込時に未実施でも差し支えありません。

質問 4 地元住民等への説明について、同意書などの書類が必要か。

回答 特に同意書等を求めるものではありません。

地域密着型サービスは地域住民との連携が必要です。よって、形式的に同意を得ることではなく、開設時はもとより事業開始後も継続して運営に協力を得られる状態にあることが重要です。

なお、説明の方法は説明会に限るものではなく、例えば戸別訪問など形態は問いません。

質問 5 地元住民等への説明会を開催するにあたり、自治会、地権者などの情報が分かるもの（名簿など）をいただくことは可能か。

回答 地権者等の個人情報を市から提供することは、個人情報保護の観点からできません。ただし、自治会長名簿につきましては、周南市個人情報保護条例第12条第1項第1号に基づき、本人の同意があれば閲覧できますので、必要な場合は、市地域づくり推進課または各総合支所地域政策課へご相談ください。

質問 6 様式8「代表者・管理者等の経歴書」は、申込みを行う法人の代表者又は応募する事業の予定の代表者・管理者のどちらになるのか。

回答 法人の代表者及び予定されている管理者(施設長)のそれぞれの経歴書を提出してください。

質問 7 法人の代表者と、予定している事業の代表者が異なる場合の取扱いはどうなるか。

回答 事業の代表者は、基本的に運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当します。

例外は、法人の規模によって、理事長や代表者を当該法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合です。それ以外は、法人の代表者を事業の代表者としてください。

質問 8 事業の代表者について、法人代表の代表取締役または〇〇支店長としたいが、いずれも問題はないか。

回答 質問7のとおり、法人の規模によって、理事長や代表者をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合は、支店長を代表者とすることも考えられます。

ただし、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の事業についての代表者は、必要な要件がありますので注意してください。

質問 9 複数のサービス種類への応募は可能か。

回答 同一法人が複数のサービス種類に応募することは可能です。また、1つのサービス種類で、複数の整備地区(日常生活圏域)において募集をしているときに複数の整備地区に応募することも可能です。

ただし、複数応募し、複数のサービス事業者として選定された場合に一方を辞退することは出来ません。

質問 10 募集されているサービス種類に、他のサービス種類を併設することは可能か。

回答 可能ですが、併設するサービス種類が今回の募集にない場合は、併設部分は補助金の対象とはなりません。また、サービス種類によっては、市の総量規制となる場合もあります。

なお、指定等の権限が山口県にあるサービス種類については、あらかじめ山口県の担当課と協議をしてください。

質問 11 管理者未定の場合はどうしたら良いか。

回答 様式8で管理者の経歴書を提出していただくことになっていますが、未定の場合は提出されなくても差し支えありません。

質問 12 募集要項内「9 補助金について」に表記される一般競争入札とは何か。

回答 多数の業者が参加できる入札方式です。

参加業者をあらかじめ指名する指名競争入札と比べて、適正な競争が期待できるので公平性・透明性が高い方式となります。

質問 13 国税及び地方税を滞納していないことの証明はどのようにするのか。

回答 当該法人について、全国において課税されている国税、地方税すべての滞納がないことが応募の条件となります。

つまり、周南市と他市に固定資産税があれば、どちらの自治体にも滞納がないことが必要です。また、「滞納がないこと」の証明ですので、現年度に限らず自治体が保有している期間（通常5年間）において滞納がないことが必要です。なお、対象年度は平成30年度以前とします。

前述の証明は、自治体によって様式が異なるので、主旨を理解の上証明をとってください。

(例)「滞納のないことの証明」または各過年度の「納税証明」

質問 14 居住費等について、貴市としての上限額の設定はあるか。

回答 居住費、宿泊費や日常生活費の上限額は定めていませんが、選定の評価基準の評価ポイントとして「食費、居住費～(略)～などの本人負担分について算定根拠を持っているか。また、妥当な費用設定となっているか。」の項目がありますので、妥当な費用設定となるよう考慮してください。

質問 15 現在の法人の就業規則と給与規程の提出で良いか。

回答 応募事業者の状況を判断するので、就業規則及び給与規程は、応募事業者(現法人)の最新のものを提出してください。

なお、設立前の法人の場合は、案を提出してください。

質問 16 社会福祉法人設立準備会として募集申込みをする場合は、別途準備会に関する書類の提出が必要か。

回答 社会福祉法人設立準備会が応募する場合、設立準備会の会議録(写し)を添付してください。

また、募集要件として、「法人格を取得することが確実であること」がありますので、ヒアリングの際に、社会福祉法人設立認可申請の事前相談をしているか、設立役員選出状況・事業計画・法人設立計画等について確認しますので、準備してください。

質問 17 社会福祉法人設立準備会として申込書を提出するとき、提出書類【7】～【15】（法人の概要）及び【23】（預金残高証明書）について作成されておらず、添付することができない場合はどのようにすればよいか。

回答 【7】法人の沿革、【8】代表者・管理者の経歴書、【9】役員名簿・評議員一覧表・・・社会福祉法人設立準備会としての状況を記載して提出してください。

【10】法人登記事項証明書・・・提出不要です。

【11】法人の定款、【12】給与規程、【13】就業規則・・・案を作成し提出してください。

【14】決算報告書・・・設立にあたり母体となる法人がある場合は、その法人のものを選定評価の参考として提出してください。

【15】納税証明書・・・提出不要です。

【23】預金残高証明書・・・設立法人に寄附を行う予定の法人又は個人があれば、その法人又は個人の残高証明書を提出してください。また、受領する寄附の予定額・相手方等が分かる書類（様式任意）を添付してください。

質問 18 事業関係に係る費用を市補助金及び自己資金で用意する予定であるが、様式12「借入金返済計画表」の提出は必要か。

回答 様式12の提出は必要です。借入金の予定がない旨を様式に記載して提出してください。

質問 19 建物計画図等に「内法面積」とあるのはどういう面積か。

回答 一般的な図面に記載されている面積は、壁芯から壁芯の寸法で算出されますが、壁面から壁面の寸法で算出したものを内法面積とし、当該面積を記載することになります。